

朝日町地区
地区計画

平成20年8月

本庄市

本庄都市計画地区計画の変更(本庄市決定)

都市計画朝日町地区地区計画を次のように変更する。

名称		朝日町地区地区計画
位置		本庄市寿一丁目、朝日町二丁目、三丁目、五十子一丁目、二丁目、三丁目の各一部
面積		約31.3ha
地区計画の目標		本地区は、JR高崎線本庄駅から南へ約1.4kmに位置し、住宅を主体とした健全な住宅地の開発を図る地区である。このため地区計画の策定により建築物の規制、誘導を推進し、良好な住環境の形成、保全を図り、緑豊かで健康なまちづくりを目指とする。
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	地区をA地区、B地区、C地区に細分し、それぞれの方針を次のように定める。 A地区 主として居住環境が損なわれないよう、敷地面積の最低限度を定め、住宅地としての土地利用を図る。また、南大通り線沿いの一部については、戸建て住宅を建築しないよう努め沿道サービス系の土地利用を図る。 B地区 居住環境が損なわれないよう、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度を定め、住宅地としての土地利用を図るとともに、近隣住民の生活利便を向上させる商業系施設の適切な誘導を図る。 C地区 居住環境が損なわれないよう、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度を定め良好な住宅地としての土地利用を図る。
	地区施設の配置方針	本地区における地区施設は、区画整理事業により道路、公園を整備中であり今後その早期整備と維持、保全を図るものとする。
建築物等の整備の方針	A地区 主として居住環境の形成、保全を図るため、建築物の意匠の制限を行うとともに垣又は柵の構造の制限を行い、同時に生垣等による緑化を図る。また、南大通り線沿いの一部については、良好な沿道環境を誘導するため壁面位置の制限を行う。 B地区 良好な居住環境の形成、保全を図るため、建築物の北側斜線制限や建築物の形態又は意匠の制限を行うとともに垣又は柵の構造の制限を行い、同時に生垣等による緑化を図る。 C地区 良好な居住環境の形成、保全を図るため、建築物の北側斜線制限や建築物の形態又は意匠の制限を行うとともに垣又は柵の構造の制限を行い、同時に生垣等による緑化を図る。	

地区整備計画	地区の区分	区分の名称	A地区	B地区	C地区
	区分の面積	13. 2ha	12. 1ha	6. 0ha	
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	—	建築基準法別表第二(い)に掲げる建築物、物品販売業を営む店舗及び飲食店以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500m ² を超えるものは、建築してはならない。 (公益上必要な建築物を除く。)	建築基準法別表第二(い)に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500m ² を超えるものは、建築してはならない。 (公益上必要な建築物を除く。)	
	建築物の敷地面積の最低限度		120m ²		
	建築物の壁面の位置の制限	都市計画道路南大通り線沿いの一部(計画図に表示)については、建築物の外壁又はこれに代る柱の面から道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。	—		
	建築物の高さの最高限度	—	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下としなければならない。		
	形態又は意匠の制限	外壁等の色彩は地区の環境に調和したものとする。〔刺激的な原色(赤・黄・黒・紫)及び蛍光色を避ける。〕	—	埼玉県屋外広告物条例第4条第1項第1号の禁止地域とみなし、同条例第7条で適用を除外されている広告物以外は表示又は設置してはならない。	
	垣、柵の構造の制限	道路境界線に設ける垣・柵の構造(門柱・門扉を除く)は、次の各号に掲げるものとする。 1. 生垣(樹木は後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。) 2. 前面道路の路面の中心から高さ1.5m以下の透視可能なフェンスで、基礎部分の高さは、前面道路の路面の中心から高さ90cm以下のもの。			

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり。」

理由:住居表示に伴い、位置の名称の変更をする。

朝日町地区計画の区域

○ 計画区域図

